

会員の皆様、新年明けましておめでとございます。ご家族おそろいでお健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。旧年中は役員はじめ会員の皆様の深いご理解とご協力により、また、関係団体のご支援を賜りお陰をもちまして当会の諸事業も順調に運営することが出来ました事を厚く御礼申し上げます。

私は、平成二十一年から副会長として申告会の運営に携わってまいりましたが、昨年八月の定時総会にて会長に就任いたしました。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

さて、前会長は「二〇二〇年には会員数三千名突破」を目標としてまいりましたが、この目標を私が引き継ぎ、引き続き会勢拡大を行ってまいりました。十月下旬から十一月月上旬にかけて管内の商店街五ヶ所を青色推進委員を中心とする役員の皆様、国税局のキヤラクター、イータ君の着ぐるみとともにイータックスの普及、青色申告会広報チラシの配布をいたしました。今後は当会管轄税務署である大森税務署、確定申告期間の外部申告書作成会場



年頭のご挨拶
会長 徳永 洋昭

である池上会館に於いて青色コーナリを設置させていただきました青色申告の普及、入会勧奨を昨年以上に頑張つてまいりたいと思っております。目標達成年の二〇二〇年まであと二年。皆様のお知り合いの方にも是非、お声をお声をかけていただき、申告会の仲間を増やすお手伝いにご協力をお願いいたします。

確定申告の時期も直前に迫り、会員の皆様も記帳や確認作業等、申告に向けての準備でお忙しいことと思っております。当会は、本年も二月一日より確定申告個別相談を開始されます。先着受付期間は混雑が予想されます。是非、予約受付期間をご利用いただければと思っております。

また、既に「確定申告期のお知らせ」にも同封いたしました。諸経費高騰により、大変心苦しい決断ではありましたが決算カンパ(指導サポート)のご協力をお願いする運びとなりました。何卒、ご理解ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

最後に、会員の皆様のご健勝とご事業の発展を心より、ご祈念申し上げます。

- 理事 田中 武
江原 良子
吉田 登志夫
杉原 健治
山崎 栄一
田中 節子
瀬山 光一
中里 勝
加藤 毅
千葉 靖男
毛利 高治
慶野 裕子
片野 利嗣
塚本 晴生
北川 正枝
伊澤 千重子
加藤 久忠
川名 泰祐
相良 裕子
監事 川名 泰祐
事務局 相良 裕子
(二社)大森青色申告会 職員一同

謹賀新年
本年もよろしく
お願ひ申し上げます
会長 徳永 洋昭
副会長 井上 紀夫
田中 信壽
曾根 幸

「個別相談会のご案内」
平成31年1月～3月

- ①年末調整個別相談会
1月7日(月)～1月21日(月) 年末調整のご相談のみの場合.....先着順
年末調整以外のご相談もある場合.....予約制
※従業員・専従者・パート・アルバイト等へ支払った1年間のお給料の報告です。
注)給与支給の実績が無くても「給与支払事務所等の廃止届出書」を提出されていない事業主の方は、給与支払い額が無い場合でも給与支給額0円との報告が必要となります。
- ②新規入会者個別相談会
1月22日(火)～1月30日(水)予約制
※記帳しているものや資料をお持ち下さい。
- ③平成30年分確定申告個別相談会
2月1日(金)～3月7日(木).....予約制
3月8日(金)～3月15日(金).....先着順
- ④平成30年分消費税確定申告相談会
3月22日(金)～4月1日(月).....先着順

※上記①②④は、いずれも土・日・祝はお休みです。
※上記の予約のご相談会は、お電話でご予約ください。Tel:03-3771-8859
※詳細に関しては、12月初旬にお送りしました「確定申告のご案内」をご覧ください。
※「確定申告のご案内」をお手元に届いていない場合は、お手数ですがご連絡をお願いいたします。

「会計ソフトを利用されている皆様へ」

「弥生の青色申告」データを持参(ノートパソコンを含む)での申告の場合、1回で終了しないケースが見受けられます。そのため、スムーズな決算書作成をさせていただくために、確定申告前の事前指導をお受け下さいますようお願いをしております。また、クラウド会計ソフトをご利用している場合には、インターネット環境と一緒にノートパソコン等の端末をご持参いただきますようお願いいたします。

記帳方法についてのご相談は承っておりますが、使用環境、ソフトのプログラムに関する事、オペレーティングシステムの改変、データ紛失・消失・利便性、料金のご相談については、承っておりませんので予めご了承くださいようお願いいたします。

【ご注意】

会計ソフトをご利用されて一度も記帳相談を受けていない方は、確定申告時に記帳が完了していない場合や間違いが多数ある等で、貸借対照表の作成に至らない場合には、65万円青色特別控除での提出は致しかねます。また、ご相談の途中であっても予約時間内又は、先着順期間においては40分で終了させていただきます。

お詫びと訂正
平成30年12月初旬にご送付いたしました「確定申告期のご案内」に同封いたしましたリーフレット「指導サポート料(決算カンパ)のお願い」の表記に「確定申告指導を受ける際に」とありますが正しくは「指導サポートを受ける際に」でした。ここに訂正してお詫び申し上げます。

「当会会費口座振替をご利用いただいている皆様へ」

平成31年1月7日(月)は、当会第4期会費の口座振替による納入日です。お手数ではございますが、ご指定いただいております口座残高のご確認をお願いいたします。

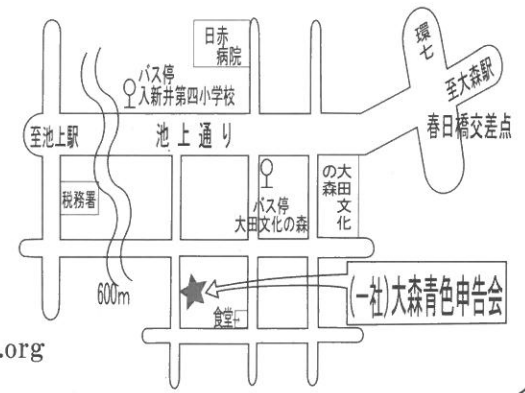
また、ご指定口座の残高不足等により口座振替による会費の納入が同年に3回以上出来なかった場合は、会費未納分の納入完了が確認されるまでの期間、持参払い(1年間分一括前払い)扱いでの会費納入をお願いいたしておりますので、ご了承ください。

なお、平成30年分確定申告期間のご予約をお取りいただいている場合であっても、平成30年度又は、それ以前に会費の未納分がありご予約当日までに納入確認ができない場合には、確定申告のご相談並びに、記帳に関するご相談等、お断りいたしております。

当会は、皆様の会費で運営しております。円滑な会運営のためにも皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

一般社団法人
大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭
大田区中央3丁目10-18
TEL:03(3771)8859
FAX:03(3773)6388
Eメール: aoiro-o@nifty.com
URL: https://www.oomori-aioro.org



無料法律・保険相談
休止のお知らせ
繁忙期を迎え、1月から3月までの期間、無料法律相談、保険相談を一時休止させていただきます。4月より再開予定ですので是非ご利用下さい。



新年明けまして
おめでとう
ございます

大森税務署長 宮崎 憲司

平成三十一年の年頭に当たり、謹んで御挨拶を申し上げます。旧年中は、徳永会長をはじめ一般社団法人大森青色申告会の皆様方には、私ども税務行政の円滑な運営に格別の御理解と御協力を賜りましたことに、厚く御礼申し上げます。

さて、昭和六十四年（一九八九年）一月七日に昭和天皇が崩御され、改元された平成も四月三十日での天皇陛下の御退位により、残りわずかとなりました。平成を振り返ると、バブル経済の崩壊やリーマンショック、阪神淡路大震災、東日本大震災と二度の大震災、地下鉄サリン事件など、安心安全神話が崩れた激動の時代として思いを馳せます。

一方、スポーツでは、記憶に新しい全米オープンテニス女子シングルスやサッカー女子ワールドカップでの優勝、直前の冬季・夏季オリンピックではそれぞれ過去最多のメダルを獲得するなど、様々な競技で日本人選手が大活躍し、歓喜しました。

平成元年四月に三%でスタートした消費税も、本年十月に八%から十%へ引き上げられます。消費税増税と同時に実施されます軽減税率制度につきましては、低所得者に配慮する観点から実施されるもので、国民の生活に直結する極めて重要な制度です。私どもとしましては、事業者の皆様が制度の内容を十分に御理解いただき、早期に準備を進めていただけるよう、積極的に説明会を開催するなど、関係省や大森青色申告会をはじめとした各関係民間団体との連携を図りながら、周知・広報等に取り組みしております。

個人事業者である皆様方は、課税期間が暦年となっており、す。このため、今年の十月から十%と八%を区分した帳簿への記帳が必要となります。早めの御対応をよろしく願います。

まもなく平成三十年分の所得税・個人消費税及び贈与税の確定申告の時期がやってまいります。本年も、池上会館の申告書

作成会場に「青色コーナー」を設置いたしますので、記帳・帳簿保存義務の説明、決算書等の作成指導、インターネットの利用、奨励及びマイナンバーの記載等につきまして、より一層の御支援・御協力をお願い申し上げます。結びに当たりまして、一般社団法人大森青色申告会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健康並びに御事業の御繁栄を心よりご祈念申し上げます。新年の御挨拶とさせていただきます。



青色申告会「税を考える週間」行事開催報告

青色推進委員会が中心となり平成30年10月に街歩き広報活動を行いました。
24日(水)池上仲通り商店街、25日(木)大森町共栄商店街、26日(金)大森ショッピングモールMILPA、29日(月)梅屋敷商店街、30日(火)美原通り商店街



公開セミナー
平成30年11月19日(月)大田文化の森5階多目的室に於いて雪谷青色申告会と共催で公開セミナー「消費税改正の準備について」を開催しました。当日は、青色申告会会員、非会員合わせて62名の参加がありました。



都税事務所からのお知らせ

1) 1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

平成31年1月1日現在、23区内に償却資産を所有している方は、申告が必要です。平成31年1月31日までに、資産が所在する区にある都税事務所に申告してください。申告には電子申告(eL TAX: エルタックス)もご利用になれます。詳細は、HPまたは下記問合せ先へ
問合せ先: 償却資産について 資産が所在する区にある都税事務所
(大田都税事務所 03-3733-2411)
電子申告について eL TAX ヘルプデスク 0570-081-459

2) 住宅用地の申告はお済みですか?(23区内)

1月1日現在、住宅の敷地として利用されている土地(住宅用地)で一定の要件を満たす場合、固定資産税・都市計画税(23区内)が軽減されます。軽減を受けるためには、申告が必要です。平成31年1月31日(木)までに、土地が所在する区にある都税事務所の土地班に申告してください。
問合せ先: 土地が所在する区にある都税事務所
(大田都税事務所 03-3733-2411)

個別相談会のお知らせ

平成30年分確定申告個別相談会

2月1日(金)~3月7日(木)・・・予約制

3月8日(金)~3月15日(金)・・・先着順

※ 予約制の個別相談は、お電話にてご予約をお受けいたします。TEL: 03-3771-8859
本「おのり便り」4ページにもその他相談会の日程が掲載されています、併せご覧ください。



「所得税確定申告の期間って〜の巻」

※3月15日が土日の場合は翌開庁日までとなります